

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1052 号（諮問第 1713 号）

件名：愛知県史に掲載された写真に係る電磁的記録等の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 8 月 21 日及び令和元年 8 月 19 日

2 原処分

平成 28 年 5 月 27 日及び令和元年 9 月 2 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記 1 及び別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 5 月 30 日及び令和元年 9 月 10 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 12 月 1 日

5 答申

令和 5 年 4 月 25 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県総務部法務文書課県史編さん室（当時。以下「県史編さん室」という。）が編さん及び刊行した愛知県史（以下「県史」という。）に掲載された写真で別記 1 及び別記 2 に掲げるものに係る電磁的記録である。

別記 1 は平成 28 年 5 月 27 日付け 28 法文第 588 号及び令和元年 9 月 2 日付け 31 法文第 730-3 号の行政文書不開示決定処分における対象行政文書である。

別記 2 は、令和元年 9 月 2 日付け 31 法文第 730-3 号の行政文書不開示決定処分における対象行政文書である。

実施機関は、条例第 7 条第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「条例第 7 条第 6 号に該当しない。」と主張していることから、本件行政文書が条例第 7 条第 6 号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、県史編さん室が行う県史編さん事業における古文書、資料等の調査、撮影、複写等（以下「調査等」という。）は、県史編さんの過程で史実及び記録を確認するために欠くことのできない作業であり、調査等は法令に基づくものではないことから、古文書、資料等を所蔵し、又は管理している者（以下「所蔵者等」という。）から事業に対する理解及び任意の協力を得ることが必要不可欠であり、協力が得られなければ調査等を行うことができず、県史編さんは極めて困難となることである。また、調査等は、県史編さん事業以外の目的には使用しないことを前提に行ったものであり、所蔵者等から県史編さん事業以外の目的に使用することの許可は得ていないことである。

当審査会において検討したところ、本件行政文書を公にすれば、所蔵者等との信頼関係が損なわれ、その結果、県史編さん事業に対する所蔵者等からの協力が得られなくなることで調査等の実施が困難となり、県史編さん事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 及び別記 2 略